電気料金メニュー定義書 【ずっとも電気1】

東京ガス株式会社

平成29年4月1日実施

目次

1	実施期日	3
2	定義	3
3	適用条件	3
	供給電気方式、供給電圧および周波数	
5	契約電流	4
	電気料金	
	適用期間	
	契約電流の変更	
	ずっとも電気1の定義書の変更および廃止	
	<u>.</u>	
	燃料費調整	

電気料金メニュー定義書【ずっとも電気1】(以下「ずっとも電気1の 定義書」といいます。)は、当社の電気需給約款(以下「電気需給約款」 といいます。)にもとづき、電灯または小型機器をご使用のお客さまへ電 気を小売するときの料金その他の条件を定めたものです。

なお、ずっとも電気1の定義書に定める基本料金、電力量料金、最低月額料金および燃料費調整における基準単価の金額は、全て消費税等相当額を含みます。

1 実施期日

ずっとも電気1の定義書は、平成29年4月1日より実施します。

2 定義

次の言葉は、ずっとも電気1の定義書において、それぞれ次の意味で使用します。なお、電気需給約款に定義される言葉は、ずっとも電気1の定義書においても同様の意味で使用します。

(1) 貿易統計

関税法にもとづき公表される統計をいいます。

(2) 平均燃料価格計算期間

貿易統計の輸入品の数量および価額の値にもとづき平均燃料価格を計算する場合の期間とし、毎年1月1日から3月31日までの期間、2月1日から4月30日までの期間、3月1日から5月31日までの期間、4月1日から6月30日までの期間、5月1日から7月31日までの期間、6月1日から8月31日までの期間、7月1日から9月30日までの期間、8月1日から10月31日までの期間、9月1日から11月30日までの期間、10月1日から12月31日までの期間、11月1日から翌年の1月31日までの期間または12月1日から翌年の2月28日までの期間(翌年が閏年となる場合は、翌年の2月29日までの期間とします。)をいいます。

3 適用条件

ずっとも電気1の定義書にもとづく電気料金メニュー(以下「ずっとも電気1」といいます。) は電灯または小型機器をご使用のお客さま向けの メニューとし、次のいずれにも該当するものに適用します。

- ① 契約電流が30アンペア以上であり、かつ、60アンペア以下であること。
- ② 1 需要場所において動力をご使用のお客さま向けのメニューとあわ

せて契約する場合は、契約電流と契約電力との合計(この場合、10 アンペアを 1 キロワットとみなします。)が 50 キロワット未満であること。

ただし、1需要場所において動力をご使用のお客さま向けのメニューとあわせて契約する場合で、お客さまが希望され、かつ、当社が認めたときは、①に該当し、かつ、②の契約電流と契約電力との合計が50キロワット以上であるものについても適用することがあります。この場合、送配電事業者は、お客さまの土地または建物に変圧器等の供給設備を施設することがあります。

③ 動力をご使用のお客さま向けのメニューとあわせて契約せずに、動力を使用しないこと。

4 供給電気方式、供給電圧および周波数

供給電気方式および供給電圧は、交流単相 2 線式標準電圧 100 ボルトもしくは 200 ボルトまたは交流単相 3 線式標準電圧 100 ボルトおよび 200 ボルトとし、周波数は、標準周波数 50 ヘルツとします。ただし、技術上やむをえない場合には、交流 3 相 3 線式標準電圧 200 ボルトとすることがあります。

5 契約電流

(1) 契約電流は、30 アンペア、40 アンペア、50 アンペアまたは 60 アンペ アのいずれかとし、1 年間を通じての最大の負荷を基準としてお客さまか ら申し出ていただきます。

ただし、他の小売電気事業者から当社へ契約を切り替える場合は、原則として、他の小売電気事業者との契約終了時点の契約電流の値を引き継ぐものとします。

(2) 送配電事業者は、契約電流に応じて、電流制限器その他の適当な装置を取り付けることがあります。

6 電気料金

(1) 基本料金

基本料金は、1 か月につき次のとおりとします。ただし、まったく電気を使用しない場合の基本料金は、半額とします。

契約電流 30 アンペア	842. 40 円
契約電流 40 アンペア	1, 123. 20 円
契約電流 50 アンペア	1,404.00円

契約電流 60 アンペア	1,684.80円
--------------	-----------

(2) 電力量料金

1か月の電力量料金は、電気需給約款 15 (電気の使用期間) (1)に定める当月の使用電力量により、次のとおりとします。ただし、別表 1 (燃料費調整) (1)①によって計算された平均燃料価格が 44,200 円を下回る場合は、別表 1 (燃料費調整) (1)④によって計算された燃料費調整額を差し引いたものとし、別表 1 (燃料費調整) (1)①によって計算された平均燃料価格が 44,200 円を上回る場合は、別表 1 (燃料費調整) (1)④によって計算された燃料費調整額を加えたものとします。

140 キロワット時までの 1 キロワット時につき	23. 24 円
140キロワット時をこえ350キロワット時までの1キロワット時につき	23. 45 円
350 キロワット時をこえる 1 キロワット時につき	25. 93 円

(3) 最低月額料金

(1)および(2)によって計算された基本料金と電力量料金との合計が次の最低月額料金を下回る場合は、その1か月の料金は、次の最低月額料金および電気需給約款別表2(再生可能エネルギー発電促進賦課金)(3)によって計算された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計とします。

1契約につき	540.00 円
--------	----------

7 適用期間

- (1) ずっとも電気1の適用開始日は、電気需給約款6(電気需給契約の申し込み)に定める電気需給契約の申し込みの場合には、電気需給約款9(電気の需給開始)(1)に定める需給開始日とし、電気需給約款29(他の電気料金メニューへの変更)に定める電気料金メニューの変更の場合には、当社が変更を承諾したのちに到来する電気の計量日とします。
- (2) ずっとも電気1の適用期間は、(1)に定める適用開始日から適用開始日以降に到来する4月の電気の計量日の前日(以下「満了日」といいます。)までとします。
- (3) (2)に定める適用期間の満了に先だって、電気需給約款 29 (他の電気料金メニューへの変更) にもとづき、ずっとも電気1の変更の申し込みがない場合は、満了日の翌日からその後到来する 4 月の電気の計量日の前日まで継続され、以後これにならうものとします。
- (4) (3)にもとづき適用期間を継続する場合は、供給条件の説明、契約締結

前の書面交付および契約締結後の書面交付を以下のとおり行うことについてあらかじめ承諾していただきます。

- ① 供給条件の説明は、説明を要する事項のうち当該継続後の適用期間のみとし、書面の交付、インターネット上での開示、または電子メールの送信その他当社が適当と判断した方法(以下「当社が適当と判断した方法」といいます。)により行います。また、契約締結前の書面交付は行いません。
- ② 契約締結後の書面交付は、当社が適当と判断した方法により行い、 当社の名称および住所、契約年月日、当該継続後の適用期間ならびに 供給地点特定番号のみを記載します。

8 契約電流の変更

- (1) 当社が、お客さまからの契約電流の変更のお申し込みを承諾した場合には、変更後の契約電流にもとづく基本料金を、変更を承諾したのちに到来する電気の計量日より始まる使用期間の電気料金の計算に適用します。ただし、お客さまが新たな電気需給契約の申し込みと同時に、従前の小売電気事業者との契約にもとづく契約電流の変更を希望する場合には、この限りではありません。
- (2) お客さまは、やむを得ない場合を除き、お客さまが契約電流を新たに 設定もしくは変更した後の計量日から 1 年目の日が属する月の計量日ま で、契約電流を変更することはできません。
- (3) 契約電流の変更にともない、当社がお客さまに対し、供給条件の説明、 契約締結前の書面交付および契約締結後の書面交付を行う場合は、電気 需給約款4(本約款等の変更)(2)および(3)に準じます。

9 ずっとも電気1の定義書の変更および廃止

- (1) 当社は、ずっとも電気1の定義書を変更する場合には、電気需給約款 4(本約款等の変更)に準じます。
- (2) 当社は、ずっとも電気1の定義書を廃止することがあります。この場合、当社はあらかじめ一定期間、廃止のお知らせおよび廃止日を当社ホームページに掲載します。
- (3) ずっとも電気1の定義書の廃止にともない、当社がお客さまに対し、 供給条件の説明、契約締結前の書面交付および契約締結後の書面交付を 行う場合は、電気需給約款4(本約款等の変更)(2)および(3)に準じます。

別表

1 燃料費調整

- (1) 燃料費調整額の計算
 - ① 平均燃料価格

原油換算値1キロリットル当たりの平均燃料価格は、貿易統計の輸入品の数量および価額の値にもとづき、次の算式によって計算された値とします。

なお、平均燃料価格は、100円単位とし、100円未満の端数は、10円 の位で四捨五入します。

平均燃料価格 = A \times α + B \times β + C \times γ

A=各平均燃料価格計算期間における1キロリットル当たりの平均原油価格

B=各平均燃料価格計算期間における1トン当たりの平均液化天然ガス価格

C=各平均燃料価格計算期間における1トン当たりの平均石炭価格

 $\alpha = 0.1970$

 $\beta = 0.4435$

 $\gamma = 0.2512$

なお、各平均燃料価格計算期間における1キロリットル当たりの平均原油価格、1トン当たりの平均液化天然ガス価格および1トン当たりの平均石炭価格の単位は、1円とし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入します。

② 燃料費調整単価

燃料費調整単価は、次の算式によって計算された値とします。

なお、燃料費調整単価の単位は、1銭とし、その端数は、小数点以下 第1位で四捨五入します。

イ 1キロリットル当たりの平均燃料価格が 44,200 円を下回る場合 燃料費調整単価

= (44,200 円 - 平均燃料価格)

× ((2)の基準単価 ÷ 1,000)

- ロ 1キロリットル当たりの平均燃料価格が 44,200 円を上回る場合 燃料費調整単価
 - = (平均燃料価格 44,200円) \times ((2)の基準単価 ÷ 1,000)

③ 燃料費調整単価の適用

各平均燃料価格計算期間の平均燃料価格によって計算された燃料費調整単価は、その平均燃料価格計算期間に対応する燃料費調整単価適用期間に使用される電気に適用します。

各平均燃料価格計算期間に対応する燃料費調整単価適用期間は、次のとおりとします。

ただし、電気需給契約を解約した場合で、解約日がその直前の計量 日が属する月に属するときには、燃料費調整単価適用期間は、解約前 の計量日の前の計量日から、解約前の計量日の前日までの期間としま す。

平均燃料価格計算期間 燃料費調整単価適用期間	7 0	
毎年1月1日から3月31日までの期間 の前日までの期間 の前日までの期間 その年の6月の計量日から7月の計量日 の前日までの期間 その年の7月の計量日から8月の計量日 の前日までの期間 その年の7月の計量日から8月の計量日 の前日までの期間 その年の8月の計量日から9月の計量日 の前日までの期間 その年の8月の計量日から9月の計量日 の前日までの期間 その年の9月の計量日から10月の計量日の前日までの期間 その年の10月の計量日から11月の計量日の前日までの期間 その年の10月の計量日から11月の計量日の前日までの期間 その年の11月の計量日から12月の計量日の前日までの期間 年年8月1日から10月31日までの期間 その年の12月の計量日から翌年の1月の計量日から11月の計量日の前日までの期間 第年9月1日から11月30日までの期間 翌年の1月の計量日から2月の計量日の前日までの期間 第年9月1日から11月30日までの期間 翌年の1月の計量日から3月の計量日の前日までの期間 翌年の1月の計量日から3月の計量日の前日までの期間 翌年の1月の計量日から3月の計量日の前日までの期間 翌年の1月の計量日から3月の計量日の前日までの期間 第年10月1日から12月31日から3月の計量日の前日までの期間	平均燃料価格計算期間	燃料費調整単価適用期間
### 6月1日から4月30日までの期間 その年の6月の計量日から7月の計量日の前日までの期間 その年の7月の計量日から8月の計量日の前日までの期間 その年の7月の計量日から8月の計量日の前日までの期間 その年の8月の計量日から9月の計量日の前日までの期間 その年の8月の計量日から9月の計量日の前日までの期間 その年の9月の計量日から10月の計量日の前日までの期間 その年の10月の計量日から11月の計量日の前日までの期間 その年の11月の計量日の前日までの期間 その年の11月の計量日から12月の計量日の前日までの期間 その年の11月の計量日から12月の計量日の前日までの期間 年年8月1日から10月31日までの期間 その年の12月の計量日から翌年の1月の計量日の前日までの期間 第年9月1日から11月30日までの期間 翌年の1月の計量日から3月の計量日の前日までの期間 翌年の1月の計量日から3月の計量日の前日までの期間 第年9月1日から12月31日までの期間 翌年の1月の計量日から3月の計量日の前日までの期間 第年10月1日から12月31日までの期間	左左1日1日から2日21日ナベの期間	その年の5月の計量日から6月の計量日
毎年2月1日から4月30日までの期間 の前日までの期間 の前日までの期間 その年の7月の計量日から8月の計量日 の前日までの期間 その年の7月の計量日から8月の計量日 の前日までの期間 その年の8月の計量日から9月の計量日 の前日までの期間 その年の9月の計量日から10月の計量日の前日までの期間 その年の9月の計量日から10月の計量日の前日までの期間 その年の10月の計量日から11月の計量日の前日までの期間 その年の10月の計量日から11月の計量日の前日までの期間 その年の11月の計量日から12月の計量日の前日までの期間 年年8月1日から10月31日までの期間 その年の12月の計量日から翌年の1月の計量日の前日までの期間 翌年の1月の計量日から2月の計量日の前日までの期間 第年9月1日から11月30日までの期間 翌年の1月の計量日から2月の計量日の前日までの期間 第年10月1日から12月31日までの期間 第年の2月の計量日から3月の計量日の前日までの期間	毎年1月1日から3月31日までの期间	の前日までの期間
の前日までの期間	左左り日1日から4日20日までの期間	その年の6月の計量日から7月の計量日
毎年 3 月 1 日から 5 月 31 日までの期間 の前日までの期間 の前日までの期間 その年の 8 月の計量日から 9 月の計量日 の前日までの期間 その年の 8 月の計量日から 9 月の計量日 の前日までの期間 その年の 9 月の計量日から 10 月の計量 目の前日までの期間 その年の 10 月の計量日から 11 月の計量 日の前日までの期間 その年の 10 月の計量日から 12 月の計量日から 12 月の計量日から 12 月の計量日から 12 月の計量日から 12 月の計量日から 2 月の計量日の前日までの期間 を年 9 月 1 日から 11 月 30 日までの期間 翌年の 1 月の計量日から 2 月の計量日の前日までの期間 毎年 10 月 1 日から 12 月 31 日までの期間 翌年の 2 月の計量日から 3 月の計量日の 前日までの期間	毎年2月1日から4月30日までの期間	の前日までの期間
の前日までの期間	毎年9日1日から5日91日までの期間	その年の7月の計量日から8月の計量日
毎年4月1日から6月30日までの期間の前日までの期間毎年5月1日から7月31日までの期間その年の9月の計量日から10月の計量日から10月の計量日から11月の計量日から11月の計量日から11月の計量日から11月の計量日から12月の計量日から12月の計量日から12月の計量日から12月の計量日から12月の計量日から12月の計量日から12月の計量日から12月の計量日から12月の計量日から12月の計量日から12月の計量日から12月の計量日から12月の計量日から12月の計量日から12月の計量日の前日までの期間毎年9月1日から11月30日までの期間翌年の1月の計量日から2月の計量日の前日までの期間毎年10月1日から12月31日までの期間翌年の2月の計量日から3月の計量日の前日までの期間	毎年3月1日から3月31日までの期間	の前日までの期間
の前日までの期間	毎年4日1日から6日 20 日までの期間	その年の8月の計量日から9月の計量日
田年5月1日から7月31日までの期間 日の前日までの期間 日の前日までの期間 日の前日までの期間 その年の10月の計量日から11月の計量日から11月の計量日の前日までの期間 その年の11月の計量日から12月の計量日の前日までの期間 その年の11月の計量日から2月の計量日の計量日の前日までの期間 その年の12月の計量日から翌年の1月の計量日の前日までの期間 翌年の1月の計量日から2月の計量日の前日までの期間 日本年9月1日から11月30日までの期間 翌年の1月の計量日から2月の計量日の前日までの期間 翌年の1月の計量日から3月の計量日の前日までの期間 翌年の1月の計量日から3月の計量日の前日までの期間 日までの期間 日本日の計量日から3月の計量日の	毎年4月1日から6月30日までの期間	の前日までの期間
日の前日までの期間	毎年5月1日から7月91日までの期間	その年の9月の計量日から10月の計量
毎年6月1日から8月31日までの期間 日の前日までの期間 日の前日までの期間 年年7月1日から9月30日までの期間 その年の11月の計量日から12月の計量日の前日までの期間 日の前日までの期間 その年の12月の計量日から翌年の1月の計量日の前日までの期間 翌年の1月の計量日から2月の計量日の前日までの期間 日本年9月1日から11月30日までの期間 日本年10月1日から12月31日までの期間 翌年の2月の計量日から3月の計量日の前日までの期間 日本10月1日から12月31日までの期間 日本10月1日から3月の計量日の	一番中 5 万 1 日から 7 万 31 日ま この期間	日の前日までの期間
日の前日までの期間	毎年6月1日から9月91日までの期間	その年の10月の計量日から11月の計量
毎年7月1日から9月30日までの期間日の前日までの期間毎年8月1日から10月31日までの期間その年の12月の計量日から翌年の1月の計量日から3月の計量日の前日までの期間毎年9月1日から11月30日までの期間翌年の1月の計量日から2月の計量日の前日までの期間毎年10月1日から12月31日までの期翌年の2月の計量日から3月の計量日の	毎年6月1日から6月31日までの期間	日の前日までの期間
日の前日までの期間	毎年7日1日から0日 20 日本での期間	その年の11月の計量日から12月の計量
毎年8月1日から10月31日までの期間の計量日の前日までの期間毎年9月1日から11月30日までの期間翌年の1月の計量日から2月の計量日の前日までの期間毎年10月1日から12月31日までの期翌年の2月の計量日から3月の計量日の	毎年7月1日から9月30日までの期間	日の前日までの期間
毎年9月1日から11月30日までの期間翌年の1月の計量日から2月の計量日の 前日までの期間毎年10月1日から12月31日までの期翌年の2月の計量日から3月の計量日の	毎年8日1日から10日21日までの期間	その年の12月の計量日から翌年の1月
毎年9月1日から11月30日までの期間 前日までの期間前日までの期間毎年10月1日から12月31日までの期翌年の2月の計量日から3月の計量日の	毎年6月1日から10月31日までの期間	の計量日の前日までの期間
前日までの期間 毎年10月1日から12月31日までの期 翌年の2月の計量日から3月の計量日の		翌年の1月の計量日から2月の計量日の
		前日までの期間
問めてよるの期間	毎年10月1日から12月31日までの期	翌年の2月の計量日から3月の計量日の
同日までの知問	間	前日までの期間

毎年11月1日から翌年の1月31日まで	翌年の3月の計量日から4月の計量日の
の期間	前日までの期間
毎年12月1日から翌年の2月28日まで	翌年の4月の計量日から5月の計量日の
の期間(翌年が閏年となる場合は、翌年	並中の4万の計量口が50万の計量口の 前日までの期間
の2月29日までの期間)	削りまでの麹間

④ 燃料費調整額

燃料費調整額は、その1月の使用電力量に②によって計算された燃料費調整単価を適用して計算します。

(2) 基準単価

基準単価は、平均燃料価格が 1,000 円変動した場合の値で、次のと おりとします。

1キロワット時につき	0. 228 円
------------	----------

(3) 燃料費調整単価等の掲載

当社は、(1)①の各平均燃料価格計算期間における1キロリットル当たりの平均原油価格、1トン当たりの平均液化天然ガス価格、1トン当たりの平均石炭価格および(1)②によって計算された燃料費調整単価を当社のホームページに掲載します。